平成２６年（フ）第７５号
山口県熊毛郡平生町大字平生村630番地の１　ホームタウン平生Ｒ－１　106号
債務者　小川　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第７００号
神戸市長田区本庄町６丁目２番５号、従前の住所神戸市長田区駒ケ林町２丁目５番11号
債務者　佐藤　敦
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０１号
神戸市長田区本庄町６丁目２番５号、従前の住所神戸市長田区駒ケ林町２丁目５番11号
債務者　佐藤　秀美
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０８号
神戸市兵庫区西柳原町10番８号
債務者　久保ひさ子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２２号
神戸市須磨区一ノ谷町２丁目１番20号　須磨ハイツＣ２
債務者　吉野　招宏
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２３号
神戸市東灘区御影３丁目20番９―401号
債務者　こまつこと　富高　尚子
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
長崎県島原市有明町大三東丙464番地
債務者　川口　安江
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第３１１号
大分県別府市石垣東10丁目５番３号　ハウジング野上205号室、住民票上の住所大分市志村１丁目３番36号
債務者　徳岡　英樹
1　決定年月日時　平成26年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０９号
千葉県八街市榎戸407番地83
債務者　堤　淳子
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１０号
千葉県四街道市物井1059番地　ハイツオーク ス206号
債務者　米澤　隆二
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１２号
千葉県印西市高花４丁目１番地４棟501号
債務者　先崎　純一
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９２号
千葉県富津市二間塚1995番地５　晃南工業株式会社富津寮、住民票上の住所新潟県魚沼市青島752番地１　スカイビレッジＢ―215号
債務者　椛澤　保
1　決定年月日時　平成26年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１６１号
神奈川県横須賀市浦郷町２丁目40番地４　浦郷第一ハイツ103
債務者　青木　裕司
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６８号
神奈川県横須賀市池田町２丁目13番10号
債務者　杉崎　恵美
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７３号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目３番Ｃ―704号
債務者　佐藤　泉美（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成26年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２９０号
埼玉県深谷市東方2074番地13
債務者　横瀬　稔
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第６５号
山口県光市室積２丁目17番17　コーポむろずみ301号
債務者　北山　照雄
1　決定年月日時　平成26年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　山口地方裁判所周南支部